

「受配者指定寄付金制度」利用によるご寄附のお願い（企業・法人等の皆さまへ）

「受配者指定寄付金制度」とは、鶴見大学（以下、本学）へご寄附いただく際に、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）を通じていただくと、寄付金を全額損金扱として、税の優遇措置を受けていただける制度です。必要な事務処理はすべて、本学で行います。

▼損金算入限度額の比較

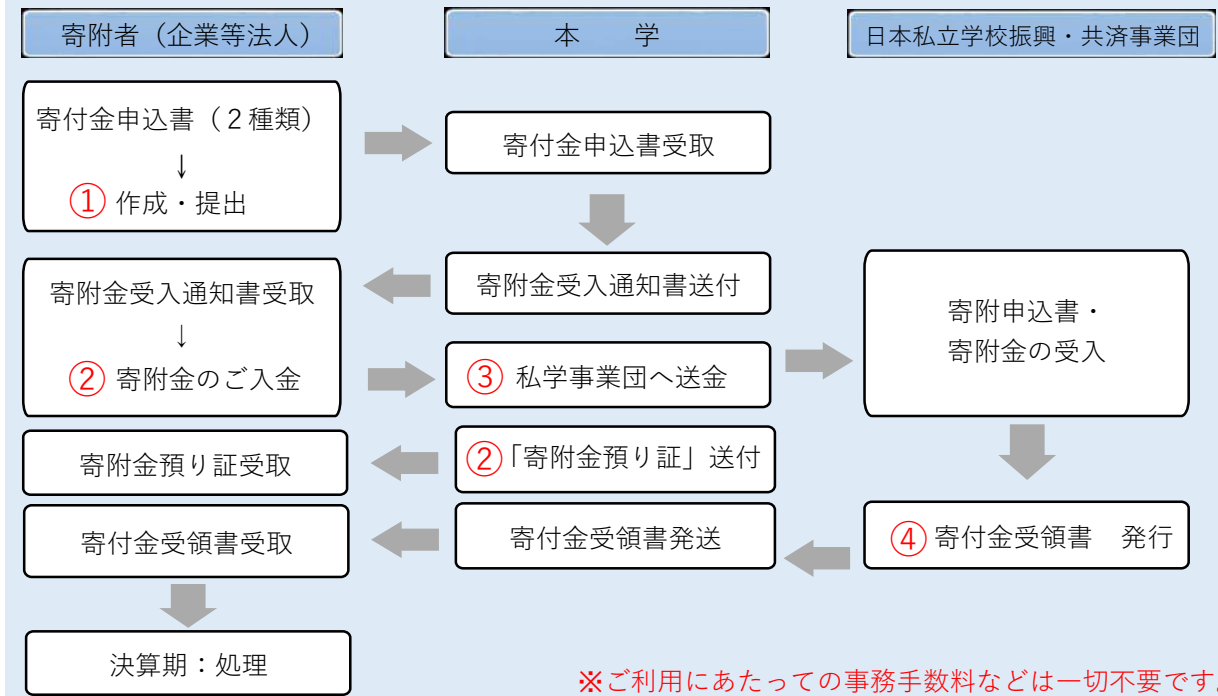
▼損金算入限度額

■受配者指定寄付金制度 ⇒指定した私立学校へ私学事業団を通じて寄附をする	全 額
■特定公益増進法人に対する寄付金制度 ⇒私立学校へ直接寄附	(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2
■私立学校以外の一般寄付先へ寄附	(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

「受配者指定寄付金制度」おおまかなお手続きのながれ

- ①「寄付金申込書」（本学宛・事業団宛の2種）を本学へご提出ください。本学での処理ののち、「寄附金受入通知書」を送付いたします。
- ②「寄附金受入通知書」に従い、ご寄附を本学へご入金ください。ご入金確認後、本学より「寄附金預り証」を送付いたします。
- ③本学より事業団へ、いただいたご寄附を送金いたします。
- ④事業団への送金完了後「寄付金受領書」が発行されますので、本学を經由して送付いたします。
免税措置にはこの「寄付金受領書」が必要です。

※およそ1ヶ月～2ヶ月のお時間を要します。



【ご注意ください】

- 損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。受領書の日付は、寄附金が事業団へ入金された日となります。
- 受領書をお手元にお届けするまでに、本学へお申し込みいただいてからおよそ1ヶ月～2ヶ月程度のお時間を要します。決算日にご注意くださいますようお願いいたします。
なお、従来どおり、「特定公益増進法人に対する寄付金」としても受け付けております。こちらの制度は、一定の限度額までが損金に算入でき、算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。比較的短期間で事務処理が終了いたします。

いただいたご寄附は、本学の教育研究・施設設備の整備等、様々な事業に活かしてまいります。多くの皆様に特段のご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

【お問合せ】

学校法人総持学園 鶴見大学 総務部総務課
〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3
TEL：045-574-8627 FAX：045-574-8688